

教育委員会規則第3号

筑西市教育情報セキュリティ規則を次のように定める。

令和6年3月22日

筑西市教育委員会

筑西市教育情報セキュリティ規則

(目的)

第1条 この規則は、本市の教育関係機関が取り扱う個人情報及び教育行政運営上重要な情報資産を漏えい、破壊、改ざん、消去、持出し等の脅威から保護し、児童生徒及びその保護者、教職員、その他地域住民に関する情報等の財産、個人のプライバシーを守り、安全かつ安定的な教育行政サービスを提供することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (2) ネットワーク コンピュータを相互に接続するための通信回線網（通信回線網に接続する通信機器を含む。）をいう。
- (3) 電磁的記録媒体 電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られた情報を記録するためのものをいう。
- (4) 情報システム 情報処理を行う仕組みであって、コンピュータ（ハードウェア及びソフトウェアを含む。）、ネットワーク、電磁的記録媒体等により構成されるものをいう。
- (5) 情報資産 情報システム及び情報システムで取り扱う全ての情報をいう。
- (6) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (7) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (8) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (9) 情報セキュリティ対策 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために必要な措

置をいう。

- (10) 情報セキュリティ対策基準 情報セキュリティ対策に係る具体的な順守事項、判断基準等を定めたもの（以下「対策基準」という。）をいう。
- (11) 教育情報セキュリティポリシー この規則及びこの規則に基づく対策基準をいう。
- (12) 教育関係機関 教育委員会並びに筑西市立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。
- (13) 受託事業者 市長又は教育長から情報資産の取扱いを委託された者をいう。
- (14) 不正アクセス 権限を与えられていない者が、コンピュータを不正に使用することをいう。
- (15) コンピュータウイルス 情報システムの正常な動作を妨害する目的で作成されたプログラムをいう。
- (16) 教育情報ネットワーク系 教育情報ネットワーク（教育関係機関を相互に接続するためのネットワークをいう。）に接続された情報システム及び当該システムで取り扱うデータをいう。
- (17) LGWANネットワーク系 LGWAN（地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、情報の高度利用を行うためのネットワークをいう。）に接続された情報システム及び当該システムで取り扱うデータをいう。

（適用範囲）

第3条 教育情報セキュリティポリシーは、教育関係機関が保有する情報資産並びに情報資産を取り扱う職員（事務員及び非常勤講師を含む。以下「教職員等」という。）及び受託事業者に適用する。

（教職員等及び受託事業者の責務）

第4条 教職員等及び受託事業者は、教育情報セキュリティポリシーを順守し、情報資産を適切に取り扱わなければならない。

（情報セキュリティ管理体制）

第5条 教育委員会は、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立するものとする。

（情報資産の分類）

第6条 教育委員会は、情報資産をその内容により分類し、その重要度に応じた情報セキュリティ対策を講じなければならない。

（情報資産への脅威）

第7条 情報セキュリティ対策の実施において特に認識すべき情報資産への脅威は、次に掲げる行為等とする。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等

- (2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定ミス、メンテナンス不備、内部又は外部の監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい、破壊及び消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止
- (4) 大規模かつ広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全
- (5) 電力供給、通信、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及
(情報セキュリティ対策)

第8条 教育委員会は、前条の脅威から情報資産を保護するため、次に掲げる情報セキュリティ対策を講じなければならない。

- (1) 教職員等に対する効果的な教育、訓練の実施その他の人的セキュリティ対策
- (2) 情報資産を有する区画への不正な立入りによる破壊、持出し等の行為から情報資産を保護するための入退室管理若しくは地震、落雷、火災その他の災害による事故又は情報システムの故障から情報資産を保護するために必要な施設管理その他の物理的セキュリティ対策
- (3) 外部からの不正アクセス、コンピュータウイルス等から情報資産を保護するためのネットワーク管理、アクセス制御その他の必要な技術的セキュリティ対策
- (4) 教育情報ネットワーク系及びL G W A Nネットワーク系の区分に応じた対策
- (5) 外部委託及び外部サービスの利用における対策
- (6) 教育情報セキュリティポリシー順守状況の確認その他の運用における対策
(対策基準の策定)

第9条 対策基準は、教育委員会が別に定める。

(運用マニュアルの作成)

第10条 対策基準に基づき、情報セキュリティ対策の具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順（以下「運用マニュアル」という。）は、教育委員会が別に定める。

2 運用マニュアルは、これを公開しない。

(監査等)

第11条 教育委員会は、教育情報セキュリティポリシーの順守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(評価及び見直し)

第12条 教育委員会は、教育情報セキュリティポリシーに規定する事項及び情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するため、必要に

応じて教育情報セキュリティポリシーの見直しを実施するものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか教育関係機関における情報セキュリティ対策に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。